

・建物・構築物

条文	項目	対象施設数	2024年度									2025年度											
			～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第五条 安全機能を有する施設の地盤	SRモデル	【①②③④：31施設*1】 建物 屋外機械基礎 排気筒 換気筒	③31施設 (31/31) ②-1	②-2	②-3	②-3	③2施設 (3/31)	③4施設 (7/31)	③5施設 (12/31)	③2施設 (14/31)	③6施設 (20/31)			③4施設 (24/31)	③3施設 (27/31)	③4施設 (31/31)		④9施設 (31/31)	(凡例) 審査会合での説明内容 ①(SRモデル)入力地震動の算定 (FEMモデル)地盤パラメータの設定 ②各ステップにおける設計上のルール ②-1 基本ルール ②-2 詳細ルール（地震応答解析） ②-3 詳細ルール（部材評価） ③ルールに従った地震応答解析結果*3*4 ④ルールに従った部材評価結果（断面算定）*4				
第三十二条 重大事故等対処施設の地盤			③1施設 (1/31)																				
第六条／第三十三条 地震による損傷の防止	FEMモデル	【①②④：35施設*1】 【③：31施設*1*2】 建物 屋外機械基礎 竜巻防護対策設備 地下水排水設備 洞道	③35施設 (35/35) ②-1	②-2	②-2	②-3	②-2	②-3	②-3	③2施設 (2/31)	③1施設 (3/31)	③2施設 (5/31)	③4施設 (9/31)	③6施設 (15/31)	③1施設 (16/31)	③5施設 (21/31)	③4施設 (25/31)	③6施設 (31/31)	④9施設 (35/35)	(進捗説明の凡例) □：今回の説明範囲 →：審査会合が無かったことによる変更 ①：説明計画の追加 ■：説明実施済			
			④2施設 (2/35)																				

- ・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、実施状況に応じて適宜見直す。
- ・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象施設数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。
- *1：対象施設数については、Sクラス施設を間接支持する建物・構築物及び上位クラス施設に対して波及的影響を及ぼすおそれのある建物・構築物の数を示す。
- *2：電巻防護対策設備のうち、建物に取り付け防護板（4施設）については、当該建物における防護板の支持レベルの床応答を用いて設計するため、地震応答解析は実施しない。
- *3：地震応答解析結果は、Ss・基本ケースを提示する。その他のケースについては、部材評価結果を提示以降、資料提示する。
- *4：水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価等の影響評価については、部材評価結果を提示以降、資料提示する。

・機器・配管系

条文	項目	対象機器数* ¹	2024年度									2025年度											
			～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第六条／第三十三条 地震による損傷の防止	機器質点系モデル	2687			① → ①	①		②-1 〔2487 / 2687〕			②-1 〔2541 / 2687〕			②-1 〔2687 / 2687〕			②-2 〔2687 / 2687〕						
	機器有限要素モデル	2138			① → ①	①		②-1 〔2110 / 2138〕			②-1 〔2114 / 2138〕			②-1 〔2138 / 2138〕				②-2 〔2133 / 2138〕	②-2 〔2138 / 2138〕				
	配管系多質点系はりモデル	167			① → ①	①			②-1 〔167 / 167〕								②-2 〔167 / 167〕	(凡例) 審査会合での説明内容 ①対象設備の選定 設計上のルール ②-1：ルールに従った設計結果 ②-2：ルールに従った設計結果* ²					
	配管系標準支持間隔モデル	407			① → ①	①					②-1 〔407 / 407〕						②-2 〔407 / 407〕	(進捗説明の凡例) □：今回の説明範囲 →：審査会合が無かったことによる変更 ①：説明計画の追加 ■：説明実施済					

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象機器数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。

* 1：対象機器数はSs評価の数を示す。なお、耐震設計の対象総数は、8504である。

* 2：②-2では、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価等の影響評価を含めて資料提示する。

条文	対象 機器数	2024年度									2025年度												
		～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第七条／第三十四条 津波による損傷の防止	498									①			②	②									
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）	9837			①	➡①	①	①			②			②	②	(凡例) 審査会合での説明内容 ①対象設備の選定 設計上のルール ②ルールに従った設計結果								
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）	9821				①		①			②			②	②									
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）	9821				①		①			②			②	②									
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（航空機）	1									①	②				(進捗説明の凡例) □：今回の説明範囲 ➡：審査会合が無かったことによる変更 ①：説明計画の追加 ■：説明実施済								
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（落雷）	9821				①		①			②			②	②									
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他）	9821					①	①			②			②	②									
第十条 閉じ込めの機能	11									①	②												
第十一条／第三十五条 火災等による損傷の防止	10883			①	➡①	①				②	②												
第十二条 再処理施設内における 溢水による損傷の防止	9971		■	①	➡①	①	①	②	②	②	②	②											
第十三条 再処理施設内における 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	9814						①	①	①	①		②	②	②	②								
第十四条 安全避難通路等	3									①	②												
第十五条 安全上重要な施設 第十六条 安全機能を有する施設	6249									①			②	②									
第十七条／第三十七条 材料及び構造	1775						①			②	②												
第十九条 使用済燃料の貯蔵施設等 一項	2									①	②												
第二十条 計測制御系統施設 第四十七条 計装設備	1632						①	①		①			②	②									

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、実施状況に応じて適宜見直す。
・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象機器数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。

条文	対象 機器数	2024年度										2025年度																				
		～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
第二十一条 放射線管理施設 第四十九条 監視測定設備	236					①	①	①			②	②		(凡例) 審査会合での説明内容 ①対象設備の選定 設計上のルール ②ルールに従った設計結果																		
第二十三条 制御室等 第四十八条 制御室	717							①	①			②	②																			
第二十四条 廃棄施設	1									①	②																					
第二十五条 保管廃棄施設	1									①	②			(進捗説明の凡例) 📦：今回の説明範囲 ➡：審査会合が無かったことによる変更 ①：説明計画の追加 🟢：説明実施済																		
第二十七条 遮蔽	32									①	②																					
第二十八条 換気設備	2									①	②																					
第二十九条 保安電源設備 第四十六条 電源設備	344						①	①	①	①			②	②																		
第三十条／第五十条 緊急時対策所	1389						①	①			②	②																				
第三十一条 通信連絡設備 第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備	481						①		①			②	②																			
第三十六条 重大事故等対処設備	5358			①➡① ①		①			①			②	②																			
第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備	441						①			①		②	②																			
第三十九条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	1374						①			①		②	②																			
第四十条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	980						①			①		②	②																			
第四十一条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	235						①			①		②	②																			
第四十二条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	366			①➡①		①				①		②	②																			
第四十四条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	407						①			①		②	②																			
第四十五条 重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備	129						①			①		②	②																			

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、実施状況に応じて適宜見直す。
・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象機器数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。